

# 行政の報告

平成24年9月12日開会の9月定例会で、6月定例会以降の行政の動きについて報告しましたので概要をお知らせします。

## ★交通事故致死ゼロ2000日達成について

去る8月12日に本村における交通事故致死ゼロ2000日を達成しました。「広報しむかつぶ10月号掲載」

この間、平成19年10月の道東自動車道トナムインターチェンジ開通、平成21年10月の占冠インターチェンジ開通、加えて無料化社会実験により交通量が倍増し、交通事故多発、あるいは住民が犠牲になるという懸念がございましたが、北海道警察富良野警察署をはじめ占冠駐在所のご指導をいただきながら、占冠村交通安全協会等関係機関のご努力と皆様のご協力により2000日を達成することができました。

今後は、2500日、更には占冠村の記録であります2746日を塗り替えて、3000日達成を目標に関係機関と連携し、交通安全啓発活動に取り組みてまいります。

## ★エゾシカ対策について

7月30日に行いました公募型プロポーザル事業「猟区設定可能性調査事業」は、占冠村に適した猟区のあり方の提案をいただくためのものです。

この事業は、平成23年度に策定した「占冠村エゾシカ対策基本構想」に基づき進めているものです。基本構想ではこのほか

に、モニタリングとして生息数調査、食害調査、移動調査、狩猟環境の整備として効率的な捕獲方法の検証を行うほか、地元狩猟者を「対象鳥獣捕獲員」と証明し、狩猟税の軽減を図るなど狩猟者の環境改善を図っています。

ジビエ工房「森の恵み」では、使用者がエゾシカ協会の推奨を受けるなど食肉として流通する基盤が整いつつあります。今後は北海道などが実施する各種事業を活用し、魅力的な商品開発と消費拡充の促進に努めてまいります。

## ★前線停滞による大雨被害について

9月9日から11日にかけて前線が停滞し、本村にも大雨被害がありました。

降り始めからの総雨量は210ミリメートルに達し、1時間の雨量も局地的に25ミリメートルを記録しました。

10日正午に千歳橋地点におけるテレメーター水位が、水防団待機水域を超えたため、役場各課において現地パトロールを行いました。

早急な対応が必要なことから、午後5時15分に災害対策本部を設置し、役場及び富良野広域連合富良野消防署占冠支署並びに占冠消防団が災害に対応いたしました。

## 【被害の概要と対応】

9月10日(月)

▼道道3路線4か所が土砂崩れにより通行止め

▼孤立1戸、土のう設置2か所、村道2か所が土砂崩れのため

応急的に土砂を撤去し、樋門2か所でポンプによる排水

▼午後8時、雨が小康状態となり現地パトロールも異常なしとの報告を受け、全員自宅待機の状態に対策本部を解散

9月11日(火)

▼道道新得夕張線の更生橋ゲートから下トナムゲートまでが通行止めになったことから、高等学校通学への配車、村営バストナム線運休の処置

被害額につきましては現在調査中ですが、災害復旧について関係機関に早急に要望してまいります。



9月10日の大雨で水があふれた側溝(字占冠)

## 平成24年度予算の補正

9月定例会議会で補正予算が議決されました。一般会計の中から主な事業費についてお知らせします。

◆総合センター耐震診断	472万5千円	◆村道復旧、改良工事	3千40万円
◆役場庁舎内LED化	336万円	※二二ウ1号線道路復旧、村道2号線と北2線舗装改修工事	
◆福祉基金積立金	1億261万9千円	◆中央地区避難路調査設計	140万7千円
◆財政調整基金積立金	500万円	※運動公園ゲートボール場の横の運動公園パークゴルフ場へ向かう登り道です	
◆第2中央団地、川添団地改修工事	550万円	◆災害活動用備品	146万3千円
◆村営住宅、教員住宅修繕	1千119万1千円	※災害時に使用する投光器やポート等の購入費	
◆村営住宅基金積立金	5千万円	◆110年記念事業	110万円
◆富良野広域連合負担金	442万7千円	※記念植樹、記念品等	
◆中央小学校、占冠中学校トイレ洋式化工事	659万円		

# 占冠村における暴力団の排除の推進に関する条例 を制定しました

この条例は、平成25年1月1日から施行します

「占冠村における暴力団の排除の推進に関する条例」は、村民の安全で平穏な生活を確保するために制定しました。  
条例では、暴力団の排除の推進に関する施策を定め、村、村民、事業者の役割を明らかにしています。皆さんで協力して暴力団の排除を実施しましょう。

## 基本理念

暴力団が村民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識しましょう。

- ❖ 暴力団を恐れない
- ❖ 暴力団に対し資金を提供しない
- ❖ 暴力団を利用しない

この3つのことを基本として、村、村民、事業者、関係機関が連携及び協力し暴力団の排除を推進します。

## 村民・事業者の役割

- ❖ 村が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めます
- ❖ 暴力団を利用したり、利益の供与をしてはいけません
- ❖ 暴力団に関する情報を得たときは、村や道、警察に情報を提供するよう努めます

## 村の役割と取り組み

村は、村民や事業者の協力を得て、道や関係機関と連携し、暴力団排除に関する施策を実施します。

- ❖ 村が実施する入札に参加させない
- ❖ 村の事務事業にかかる契約に関連する下請契約からの排除
- ❖ 公共施設利用の不許可や許可の取り消し
- ❖ 村内中学校への必要な教育
- ❖ 暴力団排除の機運の醸成のための広報・啓発活動や情報提供

### 暴力団追放



### 裁判員制度

まもなく名簿記載通知を発送します

#### 裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

#### 裁判員候補者名簿記載通知について

平成25年の裁判員候補者名簿に登録された方には本年11月中旬に、名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありません。

また、名簿記載通知と併せて調査表をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方が、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないよう、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものです。辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けてはいません。この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出いただくことも、または裁判の当日（選任手続時）に辞退を申し出ていただくことも可能です。裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

#### ■お問い合わせ

旭川地方裁判所事務局  
電話 0166-516074